

2. 東京の都市づくりビジョン等

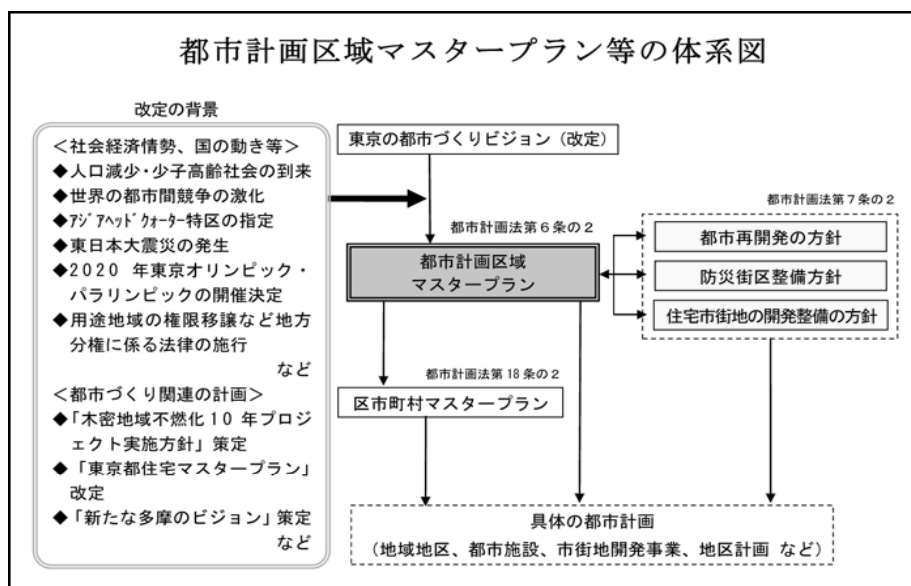
「東京の新しい都市づくりビジョン」(平成13年10月)は、都がめざすべき都市像を明確にするとともに、その目標に向かって都民、企業、NPOなど多様な主体の参加と連携によって戦略的に都市づくりを進める政策誘導型の都市づくりに転換していくために策定されました。その後、地球温暖化の進行や、水や緑、美しい景観に対する都民の意識の高まりなど、都民の新しいニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応するため、「東京の都市づくりビジョン(改定)」(平成21年7月)として改定されました。

長期的視点に立った政策誘導型の都市づくりを展開することの重要性を踏まえ、50年先の将来を見据えつつ、平成37年を目標時期としています。経済活力の向上、安全・安心の確保はもとより、都市全体の環境負担の低減を図り、豊かな緑や美しい景観の創出に一層重点を置いて、東京を再生していくため、今後の東京の都市づくりの基本理念を「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造」としています。

また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下、「都市計画区域マスタープラン」という。)は、東京都が広域的な視点から定める都市計画の基本的な方針で、東京の都市づくりビジョン(改定)を踏まえ策定されました。都市計画法第18条の2に基づき区が策定する都市計画の基本的な方針は、この都市計画区域マスタープランに即して定めることとされています。

さらに、都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとする具体的な方針として、「都市再開発の方針」、「防災街区整備方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」の3方針を定めています。東京都は、平成26年12月に都市計画区域マスタープラン及び防災街区整備方針、平成27年3月には都市再開発の方針及び住宅市街地の開発整備の方針を変更しました。豊島区内での各内容は次のとおりです。

図表 1-2 都市計画区域マスタープラン等の体系図



(1) 都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的な一体性を確保する上で配慮すべき事項について定めます。この中で、豊島区内の特色ある地域の将来像として、次のとおり示されています。

①池袋

- 池袋駅周辺では、駅施設の機能更新と街区再編を進め、都市の一体性を高めることで商業機能の強化、エネルギー利用の効率化及び防災対応力の強化を図り、業務、文化・芸術、娯楽、情報発信などの機能が集積・連携した、国際性の高い、安全・安心でにぎわいと活力を備えた個性ある副都心を形成
- 都市計画道路の整備に伴う交通環境の変化に併せて、歩行者を優先した道路空間と街路樹や屋上緑化などによる連続的な緑を創出し、歩いて楽しい回遊性のあるまちを形成

②東池袋

- 造幣局移転後の跡地における計画的な土地利用転換と連動して、補助第81号線の整備や不燃化特区制度を活用した沿道まちづくり、建物の不燃化・共同化を促進し、木造住宅密集地域の改善が加速することにより、安全なまちとして再生

③雑司が谷

- 個性ある歴史と文化を継承しつつ、学校跡地の公園化や生活道路の整備、不燃化特区による木造住宅密集地域の改善を図り、地域特性を生かした安全性の高いまちを形成

④南池袋

- 都市計画道路の整備と併せて、市街地整備事業や沿道街区の再編などにより、公共・公益機能や居住・商業機能が一体となった安全で快適な拠点を形成

⑤池袋本町・上池袋

- 北池袋及び下板橋駅周辺では、日常生活を支える商業やサービスなどの集積を図るとともに、特定整備路線の整備や不燃化特区による木造住宅密集地域の改善を促進し、安全性が高く暮らしやすい住宅地を形成

⑥大塚

- 交通広場の再編整備により、歩行経路の拡大と交通結節機能を高め、商業・業務、文化・交流、生活支援など多様な都市機能の集積を図りながら、池袋副都心と連携したにぎわいと活力ある拠点を形成

⑦巣鴨・駒込

- 特定整備路線の整備や不燃化特区による建物の不燃化の促進によって、木造住宅密集地域の改善を図るとともに、ソメイヨシノ発祥の地であり、多くの文化人、芸術家が眠る染井霊園の歴史的資源や中山道の街道筋に開けた商店街の雰囲気を保全し、安全性が高く、魅力あるまちを形成

⑧東長崎・椎名町

- 駅周辺では、駅舎や交通広場などの整備と併せて、日常生活を支える商業やサービスなどの都市機能の集積が進むとともに、その周辺では、特定整備路線の整備や不燃化特区による建物の不燃化の促進によって、木造住宅密集地域の改善、道路と鉄道との立体交差化を図り、安全性が高く、暮らしやすい良好な住宅地を形成

(2) 都市再開発の方針

「都市再開発の方針」は、都市再開発法第2条の3に基づく、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけるマスタープランです。本方針では、「1号市街地」(同法第2条の3第1項第1号)と「再開発促進地区(2号地区)」(同第2号)を定めていますが、東京都ではさらに、独自の「再開発誘導地区(1.5号地区)」も定めています。

① 1号市街地

「計画的な再開発が必要な市街地」で、23区のほぼ全域がこの1号市街地になっています。

② 再開発促進地区(2号地区)

1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」で、事業の進捗や再開発の必要性を考慮して指定します。豊島区内の指定状況は次のとおりです。

図表 1-3 再開発促進地区(2号地区)

平成27年3月6日決定告示

	地区名(面積)	地区の再開発、整備等の主たる目標
豊-1	池袋駅周辺地区 (約62.2ha)	既存の商業集積を生かしながら業務や文化機能の立地を進め、公共施設の整備や駅周辺の再開発により、副都心機能の拡充、強化を図る。
豊-3	東池袋四・五丁目地区 (約19.2ha)	老朽木造建築物の建替え、不燃化、生活基盤施設の整備、オープンスペースの確保等により、総合的な住環境整備を進める。
豊-4	雑司が谷・南池袋地区 (約66.1ha)	避難場所周辺の建築物の不燃化、共同化を図り、地区計画等により安全で快適なまちづくりを進める。
豊-5	立教大学周辺地区 (約28.3ha)	避難場所周辺の建築物の不燃化、共同化を図り、安全で快適なまちづくりを進める。
豊-6	染井壺園周辺地区 (約85.0ha)	老朽木造住宅等の不燃化、共同・協調建替えを促進し、避難場所の防災性向上を図るとともに、良質な都市型住宅の供給、公共施設の整備など災害に強く潤いのあるまちづくりを進める。
豊-7	池袋本町・上池袋地区 (約131.3ha)	老朽木造住宅等の建替え、不燃化を促進し、良質な都市型住宅の供給を図るとともに、地区防災施設や生活基盤施設、公園等の整備と総合的な住環境の改善を図る。
豊-9	長崎・南長崎地区 (約153.2ha)	老朽木造住宅等の建替え、不燃化を促進するとともに、地区防災施設や生活基盤施設の整備等により総合的な住環境の改善を図る。
豊-13	造幣局地区 (約3.6ha)	池袋副都心に隣接する大規模低未利用地の有効利用を図り、新たな機能を誘導しながら、防災性の高い市街地の形成を図る。

③ 再開発誘導地区(1.5号地区)

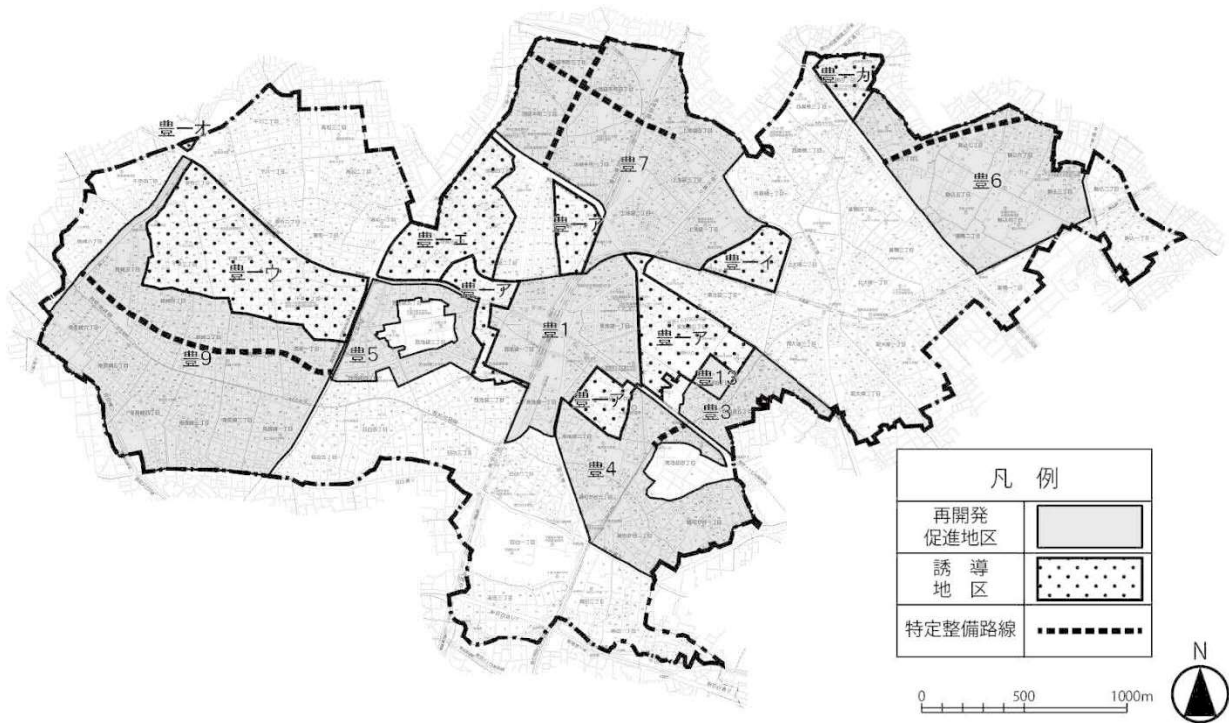
1号市街地のうち、2号地区には至らないものの、マスタープラン等を実効性のあるものとする上で効果が大きく、再開発が望ましいなどにより、今後、機運の醸成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区です。豊島区内の指定状況と整備の方向は次のとおりです。

図表 1-4 再開発誘導地区(1.5号地区)

平成27年3月6日決定告示

番号	地区名	整備の方向
1	豊-ア 池袋	既存の商業、業務、娯楽機能に加え、文化、交流及び居住機能の拡充を進め、副都心機能の強化を図る。
2	豊-イ 北大塚三丁目	木造賃貸住宅等の建て替え、不燃化を促進し、良質な都市型住宅の供給を図るとともに、生活基盤施設の整備など総合的な住環境の改善を図る。
3	豊-ウ 千早	老朽木造住宅の不燃化、共同化を促進するとともに、区画道路、広場及び防災施設の整備など、住環境の改善を図る。
4	豊-エ 池袋三・四丁目	木造住宅の不燃化及び共同化を促進し、良質な都市型住宅の供給を図るとともに、広場等のオープンスペースの確保により、防災性の向上と住環境の改善を図る。
5	豊-オ 要町三丁目	幹線道路沿道の建築物の不燃化を図る。
6	豊-カ 西巢鴨	木造住宅の不燃化及び共同化を促進するとともに、生活基盤施設の整備など総合的な住環境の改善を図る。
合計	6地区	

図表 1-5 再開発促進地区、再開発誘導地区の位置及び区域



(3) 防災街区整備方針

「防災街区整備方針」は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条に基づく、防災上危険性の高い木造住宅密集地域において、防災機能が確保された街区の整備を促進するためのマスタープランです。

東京都の防災都市づくり推進計画の重点整備地域等を中心に、防災街区の整備に資する事業・制度等が導入され、または確実に導入が見込まれる地区で、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を「防災再開発促進地区」として定めます。また、防災再開発促進地区内またはその一帯に存在し、延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき道路・公園等の公共施設を「防災公共施設」として定めます。

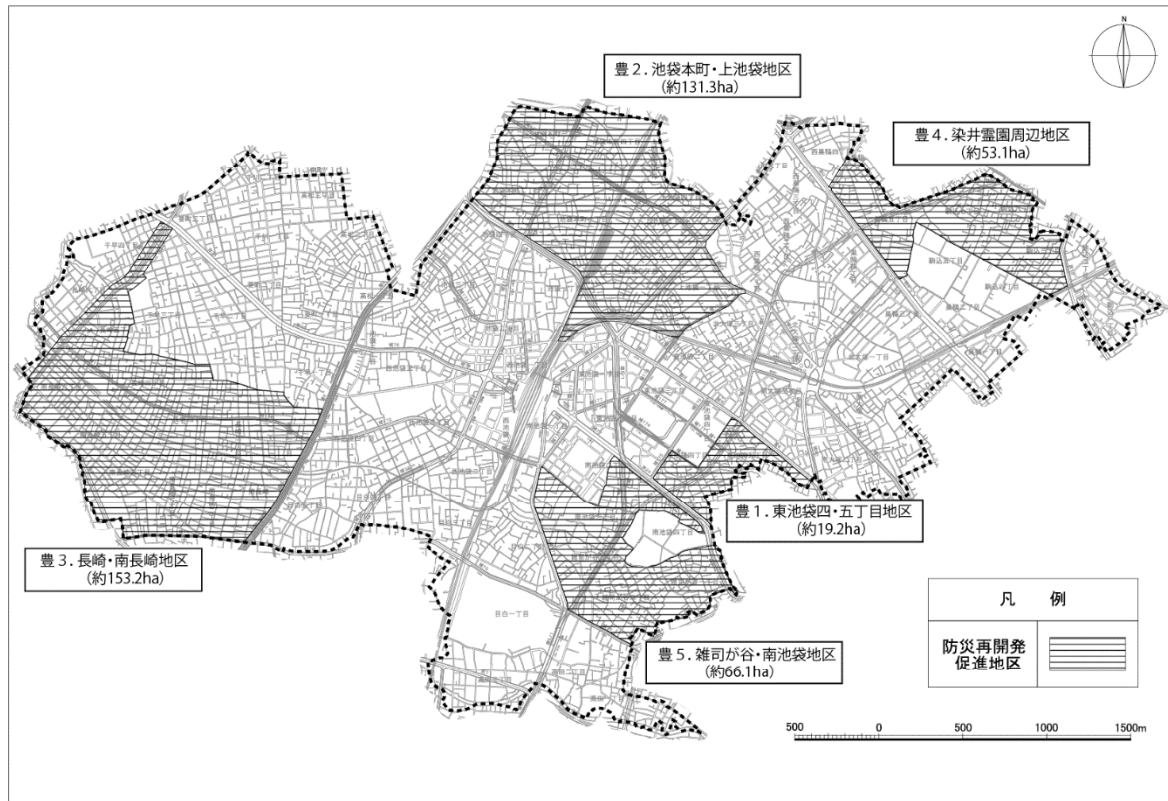
豊島区での指定状況は次のとおりです。

図表 1-6 防災再開発促進地区

平成 26 年 12 月 18 日 決定 告示

番号	地区名（面積）	地区の再開発整備等の主たる目標	整備する防災公共施設
			防災都市計画施設道路
豊.1	東池袋四・五丁目 地区 (約 19.2ha)	災害時の危険性が高い木造住宅密集地域の整備を促進し、良好な都市型住宅の供給を図るとともに、防災性の向上と住環境の改善を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	第1号 都市計画道路 補助 81 号線 第2号 都市計画道路 補助 176 号線
豊.2	池袋本町・上池袋 地区 (約 131.3ha)	老朽木造住宅等の不燃化及び共同・協調建替を促進し、良好な都市型住宅の供給を図るとともに、地区防災施設や生活基盤施設などの防災街区の整備を図り、防災性の向上と住環境の改善を図る。	第1号 都市計画道路 補助 73 号線 第2号 都市計画道路 補助 82 号線
豊.3	長崎・南長崎地区 (約 153.2ha)	老朽木造住宅等の不燃化及び共同・協調建替を促進するとともに、地区防災施設や生活基盤施設などの防災街区の整備を図り、防災性の向上と住環境の改善を図る。	第1号 都市計画道路 補助 26 号線 第2号 都市計画道路 補助 172 号線
豊.4	染井霊園周辺地区 (約 53.1ha)	老朽木造住宅等の不燃化及び共同・協調建替を促進し、避難場所の防災性の向上を図るとともに、良好な都市型住宅の供給及び地区防災施設や生活基盤施設などの防災街区の整備を図り、防災性の向上と住環境の改善を図る。	第1号 都市計画道路 補助 81 号線
豊.5	雑司が谷・南池袋 地区 (約 66.1ha)	老朽木造住宅の不燃化及び共同・協調建替を促進し、良好な都市型住宅の供給を図るとともに、地区防災施設や生活基盤施設などの防災街区の整備を図り、防災性の向上と住環境の改善を図る。	第1号 都市計画道路 環状 5 の 1 号線 第2号 都市計画道路 補助 81 号線
合計	5 地区 (約 422.9ha)		

図表 1-7 防災再開発促進地区の位置及び区域



(4) 住宅市街地の開発整備の方針

「住宅市街地の開発整備の方針」は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第3条の6に基づく、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランです。

本方針では、首都機能を担う東京圏の中心であるセンターコアエリア(おおむね首都高速中央環状線の内側)を「重点地域」として位置付けるとともに、住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、または開発すべき地区を「重点地区」として定めています。豊島区内の指定状況は次のとおりです。

図表 1-8 重点地区

平成27年3月6日決定告示

番号	地区名(面積)	地区の整備又は開発の目標
豊. 4	染井霊園周辺地区 (約53ha)	老朽木造住宅等の建替え、不燃化を促進して避難場所の防災性の向上を図るとともに、良質な都市型住宅の供給、公共施設の整備など災害に強く潤いのあるまちづくりを進める。
豊. 5	東池袋四・五丁目地区 (約19ha)	老朽木造建築物の建替え、不燃化、生活基盤施設の整備、オープンスペースの確保等により、総合的な住環境整備を進める。
豊. 11	池袋本町・上池袋地区 (約131ha)	老朽木造住宅等の建替え及び不燃化を促進し、良質な都市型住宅の供給を図るとともに、地区防災施設や生活基盤施設、公園等の整備を行い、防災性の高い安全で快適なまちづくりを進める。
豊. 12	南池袋二丁目地区 (約6ha)	池袋副都心に隣接した立地特性を活かし、副都心内のサンシャインシティや東池袋の再開発地区と連携した地域の拠点的なまちとなるよう、土地の高度利用を図るとともに、安全で快適なまちづくりを進める。
豊. 13	目白二丁目地区 (約1ha)	都心地域の居住の促進を図るとともに、敷地の有効利用並びに居住水準の向上を図り、良質な都市型住宅を供給する。
豊. 14	長崎・南長崎地区 (約153ha)	老朽木造住宅等の建替え及び不燃化を促進するとともに、地区防災施設や生活基盤施設の整備等により、総合的な住環境の改善を図る。
豊. 15	雑司が谷・南池袋地区 (約60ha)	避難場所及び密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、建築物の不燃化及び共同化等を進め、延焼遮断帯の形成を図り、地区計画等により災害に強く、安全で快適なまちづくりを進める。
合計	7地区 (約423ha)	

図表 1-9 重点地区の位置及び区域

